

全国厚生労働関係部局長会議資料

平成30年1月18日（木）

社会・援護局

目 次

I 社会関係

(重点事項)	頁
第1 生活困窮者自立支援制度の推進について（生活困窮者自立支援室）	
1 生活困窮者自立支援制度の見直し等について	1
2 生活福祉資金について	1 5
3 ホームレス等への自立に向けた支援について	1 9
第2 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1 生活保護を取り巻く現状について	2 1
2 平成30年度生活保護基準について	2 2
3 子どもの大学等進学支援等について	2 5
4 就労支援の充実について	2 7
5 医療扶助の適正化・健康管理支援等について	2 9
6 無料低額宿泊所等について	3 2
7 地方自治体の事務負担の軽減等について	3 3
8 その他制度の適正な運用について	3 4
9 生活保護法施行事務監査等について	3 8
第3 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	4 2
第4 社会福祉法人制度改革について（福祉基盤課）	4 8
第5 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）	
1 福祉・介護人材確保対策について	5 9
2 外国人介護人材の受入れについて	6 8
第6 自殺対策の推進について	7 1

第7	地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課）	
1	地域福祉の推進について	7 4
2	矯正施設退所者の地域生活定着支援について	8 0
3	無料低額診療事業、無料低額介護老人保健施設利用事業及び無料 低額介護医療院利用事業について	8 2
4	成年後見制度の利用促進について	8 4
第8	社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）	
1	社会福祉施設の防災・防犯対策等について	8 5
2	独立行政法人福祉医療機構について	9 2
第9	地方改善事業等について（地域福祉課）	9 6
第10	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	1 0 1
第11	給付金関係（総務課簡素な給付措置支給業務室）	1 0 7
	（予算概要）	
	平成30年度予算（案）の概要（平成29年度補正予算（案）を含む）	1 0 8

II 援護関係

(重点事項)

1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限到来にあたっての対応 について	1 1 8
2 遺骨収集等慰霊事業について	1 1 9
3 戦没者遺骨の DNA 鑑定及び遺骨等の伝達について	1 2 2
4 国内における民間建立戦没者慰霊碑について（留意事項）	1 2 5
5 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	1 2 6
6 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	1 3 0

(予算概要)

平成 30 年度予算（案）の概要	1 3 1
------------------	-------

(参考資料)

1 平成 30 年度予算案事項別内訳	1 3 3
2 援護年金について	1 3 6
3 援護年金等受給者数について	1 3 7
4 昭和館、しょうけい館について	1 3 8
5 援護関係資料の国立公文書館への移管について	1 3 9
6 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 12 号） について	1 4 0

第 1 生活困窮者自立支援制度の推進について

1 生活困窮者自立支援制度の見直し等について

(1) 生活困窮者自立支援制度の施行状況

施行 3 年目を迎えた生活困窮者自立支援法に基づき、全国 902 の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

制度の施行後の状況をみると、

- ・ 全国の自立相談支援窓口に約 4,700 人の支援員等が配置され、施行当初 2 年間の平成 27～28 年度は合計で約 44 万 9 千件、平成 29 年度は 10 月までの 7 ヶ月で約 14 万件の相談があり、
- ・ そのうち施行当初 2 年間ににおいては、合計で約 12 万 2 千件、29 年度は 10 月までに約 4 万 2 千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき、支援が進められている

など、着実に本制度が実施されてきていると考えている。

各自治体におかれては、各事業の実施状況等を十分に検証しながら、引き続き本制度の取組のさらなる推進をお願いしたい。

また、任意事業については、特に人口規模の小さい自治体では実施率が低調な傾向がみられることから、未実施の自治体におかれては、今回の制度見直しや平成 30 年度予算案における新たな事業等に取り組んでいただくことで、効果的に実施率の向上に努めていただきたい。

(2) 生活困窮者自立支援法の見直しについて

生活困窮者自立支援法の施行 3 年後の見直しについては、昨年 3 月に取りまとめた「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理(平成 29 年 3 月 17 日生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会)」の内容も踏まえ、昨年 5 月より「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」を計 11 回開催し、学識者、自治体、支援現場の関係者の参集を得て議論を行い、昨年 12 月に部会としての報告書(以下「部会報告書」という。)を取りまとめた。部会報告書においては、以下のような方向性が示されている。

- ・ 生活困窮者に関係行政窓口等で自立相談支援機関の利用勧奨を行う等、関係機

関の連携を促進する

- ・ 生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための関係機関間の情報共有の仕組みを設ける
- ・ 生活困窮者の定義や目指すべき理念に関する視点について、法令において明確化
- ・ 就労準備支援事業、家計相談支援事業については、自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫や、都道府県による事業実施体制の支援措置を講じるとともに、自立相談支援事業と一体的な支援の実施を全国的に推進する
- ・ 従事者の研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりについて、都道府県事業として明確に位置づける
- ・ 希望する町村は一次的な自立相談支援機能を担い、都道府県と連携して対応できるようにする
- ・ 就労準備支援事業について、年齢要件を撤廃するとともに、資産収入要件については対象者の範囲を必要以上に限定しないよう見直す
- ・ 社会的に孤立している生活困窮者に対する必要な見守りや生活支援等の居住支援の制度化
- ・ 子どもの学習支援事業について、学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化

こうした内容も踏まえ、今後、平成30年通常国会への法案提出も含め、制度に必要な見直しを行っていくことから、様々な契機をとらえて関連制度見直しに関する情報提供を丁寧に行っていきたいと考えており、都道府県等におかれては、その見直しに伴う必要な準備をお願いすることになるので、ご対応方よろしくお願ひしたい。

(3) 生活困窮者自立支援制度関係予算等について

ア 平成30年度予算(案)について

平成30年度予算(案)については、生活困窮者の自立をより一層促進するため、これまでの予算を上回る432億円を計上し、子どもの学習支援の拡充や居住支援の推進など制度の充実に向けた新たな取組を実施するとともに、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出し、自立相談支援事業、家計相談支援事業及び就労準備支援事業の一体的実施を推進するなど生活困窮者に対する包括的な支援体制の更なる強化を図ることと

している。

各自治体におかれては、相談支援体制の充実など現に実施している事業を着実に推進していくとともに、これらの新たな取組も含め、積極的な事業展開をお願いしたい。

イ 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施の推進について（法律改正事項）

家計相談支援事業及び就労準備支援事業については、自立相談支援機関における相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであり、部会報告書においても、「法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所を設置している自治体で実施されるようにすべき」といった内容が盛り込まれた。

一方で、「地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある」ことが指摘されている。

このような状況も踏まえ、平成30年度予算（案）では、家計相談支援事業及び就労準備支援事業を全国的に推進するため、①自治体を取り組みやすくなる事業実施上の工夫や、②都道府県による事業実施体制の支援措置を講じるとともに、③自立相談支援事業と両事業を連続的・一体的に実施し、効果的かつ効率的な実施が図られる場合は、家計相談支援事業は補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げ（法律改正事項）、就労準備支援事業は利用促進や定着支援に要する費用を基本基準額の加算対象経費とするなど、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを付与することとしているので、積極的な推進をお願いしたい。なお、「効果的かつ効率的な実施」に適合するか否かの具体的な要件等の詳細については、改正法案の成立後、正式にお知らせすることとするのでご了承願いたい。

ウ 都道府県による市町村支援事業について（法律改正事項）

部会報告書において、都道府県の役割として、管内自治体の従事者に対する研修や人材育成、市域を越えたネットワークづくり、事業の実施に当たっての支援が求められている。都道府県による広域的な見地からの支援については、これまで生活困窮者自立支援法に基づく「その他事業」として国庫補助の対象としてきたが、これをより効果的・効率的に実施し、都道府県としての役割を發揮できるよう、

- ① 自立相談支援事業従事者に対する研修
- ② 各種事業の実施体制の整備の支援
- ③ 社会資源の広域的な開拓・市域を越えたネットワークづくり

を行う取組について、「都道府県による市町村支援事業」として、提出を予定している改正法案において、都道府県の事業として位置付けることを予定している。

平成30年度予算（案）では、当該事業について2.4億円を計上している。基準額等については追ってお示しするが、各都道府県におかれては、管内自治体の地域特性や任意事業の実施状況等を勘案し、ニーズを汲み取ることで、より効果的な取組の実施に向けた検討をお願いしたい。

エ 福祉事務所未設置町村による相談の実施（法律改正事項）

福祉事務所を設置していない町村部の生活困窮者に対する支援は、都道府県が実施主体として行う仕組みとなっているが、そうした町村部の多くは、当該町村部内に自立相談支援機関が設置されているとは限らず、役場が一次的な窓口として、事実上自立相談支援機関に類似した対応を行っている状況にある。

こうした状況も踏まえ、平成30年度予算（案）では、福祉事務所を設置していない町村が希望する場合には、生活困窮者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担えるよう現行の仕組みを見直し、都道府県と連携して対応することにより住民に身近な行政機関で課題を抱えた生活困窮者に対応するための取組を推進することとしている（法律改正事項）。なお、この事業を実施した町村についても、生活困窮者自立支援法の実施自治体は都道府県であり、その果たすべき役割を減じるものではないので、ご留意いただきたい。

オ 子どもの学習支援事業の推進について

子どもの学習支援事業については、単に勉強を教えることのみならず、居場所の提供や将来の自立に向けた生活習慣、社会性の育成などにも力点を置いており、貧困の連鎖の防止の重要性から、平成29年度は56%の自治体が本事業を実施するなど、各任意事業の中でも多くの自治体に取り組んでいる。

一方で、事業の連携や充実を図るために、高校生や高校を中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援の不足や小学生など学齢期からの早期支援の必要性、といった課題が部会等で指摘されて

おり、今後、こうした課題への対応を強化していく必要がある。

このため、平成 30 年度予算（案）では、従来の事業に加え、以下の高校生世代への支援の拡充や小学生がいる家庭への巡回支援の強化も含め、47 億円の予算額を計上している。

- ① 高校生世代への支援の拡充に関する具体的な取組としては、学習面に加え社会面・生活面向上のための支援により、将来への具体的イメージの形成や就職、再就学、進学など適切な進路が選べるような基礎づくりが可能になることが期待されている
- ② また、小学生に対する支援の強化としては、家庭の事情等により学童保育へ行けない、通えない子どもの家庭等に対して巡回支援を行うことにより、基礎的な生活習慣や学習習慣の習得と併せて子どもの養育支援を通じた家庭全体への支援が可能になることが期待されている。

また、今回の高校生世代への支援の拡充や小学生に対する支援の強化の他、昨年度に引き続き教育機関との連携強化や家庭訪問の実施などの国庫補助基準の加算措置対象の取組を実施する自治体には、一定の加算を行うこととしているため、各自治体においては、一層の取組強化をお願いしたい。

カ 就労準備支援事業、ひきこもり支援の充実について

生活保護受給者や生活困窮者の中には、長期間の失業やひきこもりなど、就労意欲の低下や日常生活のリズムの乱れなどから、直ちに就職することが困難である者がいる。こうした者に対しては、就労意欲の喚起を図るとともに生活リズムの回復を図るなど、就労に向けた準備段階における就労準備支援事業による支援が必要である。

特に、ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援が重要である。そのため訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組「地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業」を、就労準備支援事業の一類型として平成 30 年度から新たに補助することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

また、平成 30 年度予算（案）において都道府県等の広域で実施するひきこもり

地域支援センターのバックアップ機能等の強化を図ることとしているので、福祉事務所設置自治体単位で実施する「地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業」と併せて実施し、相互の連携機能を強化することで、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現していただくようお願いしたい。

キ 居住支援の推進について

生活困窮者が就職活動や自立して安定した生活を送るためには、住居を喪失しないことが極めて重要となるが、賃貸住宅では緊急連絡先を求められるほか、家賃滞納、近隣トラブル、孤独死等の懸念から入居を拒否されるといったケースが見られる。

また、路上生活者については、路上生活期間の長期化が顕在化している中、一時生活支援事業（シェルター等）を利用しても、利用後に再び路上生活に戻ってしまう者や集団生活を送ることが困難なことなどから利用を望まない者も存在しているといった課題も生じている。

こうした背景には、親族や地域に対して支援を求めることが困難という「社会的孤立」の問題が存在している。

そこで、平成 30 年度予算（案）では、シェルター等利用者や地域において単身等で居住し、地域社会から孤立した状態にある生活困窮者に対して、

- ① シェルター利用中からの利用後に向けた生活相談等の見守り、利用後の住居の確保といった居住支援
- ② 一定期間、個別に居宅に訪問するなどによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくり

を実施することで、地域で自立した日常生活を継続していけるような環境づくりを推進していくこととし、その実施に必要な経費として2億円を計上している。

こうした予算面の強化と合わせて、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化を図る観点から、「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を開催するなど、厚生労働省・国土交通省間の連携を深めていくこととしていることから、各自治体の福祉部局におかれても、部局内での情報共有を図るとともに、住宅部局との連携を一層強化していただきたい。

また、今般整備された「新たな住宅セーフティネット制度」については、居住支援のニーズを日常の業務から把握し得る福祉部局側から積極的に活用していただきたい。

ク ホームレス支援の推進について

現在、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化が確認され、健康状態の悪い者が一定程度存在するなど、従来の支援では不足している点がある。

このため、平成 30 年度予算（案）では、従来の事業に加え、これらの者が必要な医療サービスを受けられるよう、医療専門職（保健師、看護師、精神保健福祉士等）が路上やシェルター等において、医療的視点を持ったきめ細かい相談・支援を実施するための経費として、1.1 億円を計上している。

本取組は、一時生活支援事業として位置付けることとしているので、自立相談支援機関と連携して、積極的に取り組まれるようお願いする。

ケ 国庫負担・補助の基準について

生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基本基準額（事業費ベース）を設定するとともに、加算・経過措置を設けている。

① 基本基準額について

基本基準額については人口区分に応じて設定しているが、平成 30 年度においては、各事業の人口区分を細分化する措置を行うほか、平成 30 年度予算（案）における新規事業（地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業、子どもの学習支援事業の推進（高校生世代・小学生））についても、人口区分に応じた基準額を設定する予定であるが、詳細は追ってお示しする。

② 各事業の加算について

また、各事業の国庫負担・補助において設定している加算については、以下のとおりとする予定である。また、平成 30 年度より過疎地域加算を新規に創設する予定としているため、詳細については、下記③をご確認頂きたい。

平成30年度における自立相談支援事業の加算の取扱いについて(案)

(1) 保護率加算【継続】

○ 以下のとおり、保護率が一定割合を超えている自治体には、基本基準額への加算を設けることを想定。

- 保護率が2%以上の自治体・・・基本基準額の1.2倍
- 保護率が3%以上の自治体・・・基本基準額の1.5倍

(2) 住居確保給付金加算【継続】

○ 以下のとおり、住居確保給付金の支給実績が一定件数を超えている自治体には、基本基準額への加算を設けることを想定。

- 住居確保給付金の支給実績が6件以上／人口10万人当たりの自治体・・・基本基準額の1.2倍

(3) 過疎地域加算【新規】

○ 以下のとおり管内地域の人口密度が一定割合を下回る自治体に、基本基準額への加算を設けることを想定。

ア 算定基準	イ 算定方法	
	過疎市町村(市町村全域が過疎地域の場合に限る)	過疎地域とみなされる区域を有する町村
過疎市町村等の人口密度(過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度)が50人/km ² 以下	基本基準額×1.5	基本基準額+(当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5)

(4) 留意事項

- 上記(1)～(3)については、要件を満たしたもののうち、最も高い加算率のみを適用する。
- 29年度まで実施していたモデル事業実施自治体加算については、法施行から一定期間経過していることを踏まえ、廃止することを想定。

③ 過疎地域加算の創設

過疎地域の人口は全国の8.9%を占めるに過ぎないが、面積では国土の6割弱を占めており、人口密度が被過疎地域に比べて極めて低くなっている。

このため、人口規模が同程度で同一の基準単価を適用している自治体の中でも、過疎地域においては、支援対象となる生活困窮者や関係機関が広範囲に点在していること等から、移動時間が長くかかるなど支援が非効率になることはもとより、相談窓口のブランチ設置や支援員の加配など被過疎地域に比して相対的な行政コストの負担も重くなっているものと考えられる。

こうした状況も踏まえ、過疎地域においても十分な相談機会を確保し、きめ細かな支援を確保する観点等から、平成30年度の国庫負担・補助協議から、過疎市町村等(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第1項に規定する過疎地域とみなされる市町村及び同法第33条第2項に規定する過疎地域とみなされる区域を有する市町村を含む。以下同じ)の人口密度(※)が下表アの「算定基準」を満たす場合には、下表イの算定方法により、予算の範囲内で基本基準額の一定の嵩上げを行うことを検討しているので留意されたい。

(※) 平成27年国勢調査による面積を同調査による人口で除して得た値

(参考) 過疎地域加算の算定基準及び算定方法 (案)

ア 算定基準	イ 算定方法	
	過疎市町村(市町村全域が過疎地域の場合に限る)	過疎地域とみなされる区域を有する市町村
過疎市町村等の人口密度(過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度)が50人/k㎡以下	基本基準額×1.5	基本基準額+(当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5)

なお、都道府県に対しては、これまでも過疎地域への対応として「都道府県広域加算」により基本基準額の嵩上げを行ってきたところであるが、管轄する地域の面積が広大であったり、人口が少ないこと等により、管轄地域全体の人口密度が50人/k㎡以下となる道府県については、個別協議に応ずることとし、予算の範囲内で当該道府県の都道府県広域加算後の基本基準額の一定の嵩上げ(1.3倍を上限)を行うことを検討しているので留意されたい。

④ 経過措置について

各事業の国庫負担・補助において、以下のようなケースに該当する場合には、激変緩和のための経過措置を設けることを予定しているが、詳細は追ってお示しする。

- ・ 各事業の基本基準額の人口区分の細分化に伴い、所要額が適用基準額を上回る場合
- ・ 人口減により基本基準額の区分が変更となり、所要額が適用基準額を上回る場合
- ・ 保護率の低下により自立相談支援事業の保護率加算が適用されない又は加算率が低下することにより、所要額が適用基準額を上回る場合

(4) 平成30年度に向けた取組のポイント等について

ア 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、包括的な相談支援体制を構築するものであり、「新たな縦割り制度の一つ」にならない

ように包括的な支援を実現していくことが肝要である。来年度で施行4年目を迎えるが、引き続き、「制度のめざす目標」である①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくり、を5つの支援のかたち（包括的、個別的、早期的、継続的、分権的・創造的な支援）を通じて実現していけるよう取組をお願いする。

イ 自立相談支援事業の適切な人員配置等の促進

複合的な課題を抱えた生活困窮者については、施行2年で新たに支援につながった45万人のほかにも少なからずいると考えられ、今後はこういった支援につながっていない生活困窮者を適切に自立相談支援につなげていくことが必要である。

平成28年度において支援実績の高い自治体の自立相談支援事業の支援員配置をみると、おおむね、全自治体平均と比較して配置数が多くなっている現状があり、支援員が十分に配置されていることによって、アウトリーチや関係機関との連携強化、制度の周知など相談の掘り起こしにつながる取組が可能になるものと考えられる。

このような観点から、部会報告書においては、

- ・「自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を行うことを促進するため、新たな取組を行う必要がある」、
 - ・「人員配置が手厚く実績も高い自治体がさらに取組を進めることができるようにするとともに、人員配置が十分ではなく実績もあがっていない自治体がより積極的な取組を行うことができるよう、画一的ではなく柔軟性のあるものとするのが求められる」、
 - ・「その際、国及び都道府県による助言が必要との意見があった」、
- といった内容が盛り込まれたところである。

当該報告書の内容も踏まえ、自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進する観点等から、平成30年度から以下の措置を行うことを検討しているので、ご了承ください。

(ア) 人員配置が手厚く実績も高い自治体に対する基本基準額の嵩上げ

『人員配置が手厚く実績も高い自治体』がさらに取組を進めることができるよう、所要額が適用基準額を上回る自治体であって、平成29年度の新規相談件数

とプラン作成件数の実績が以下のいずれの要件も満たす自治体については、個別協議に応ずることとし、予算の範囲内で基本基準額の一定の嵩上げ（1.5 倍を上限）を行うものとする。

【個別協議の要件（案）】

◇ 新規相談件数要件

[新規相談件数が目安値を超えている]又は[前年度より1割以上増加]

◇ プラン作成件数要件

[プラン作成件数が全国平均を超えている]又は[前年度より1割以上増加]

(イ) 自己評価基準による支援員配置等の底上げ

a 自己評価ツールの提供

『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』がより積極的な取組を行うことができるよう、自立相談支援事業の相談員の配置数や支援実績（新規相談受付件数、プラン作成件数等を想定）の「全国平均値」や「支援実績の高い自治体の平均値」を人口規模ごとに公表するとともに、各自治体が全国や都道府県の中での「現状の位置」を客観的に把握し、課題を「見える化」できるようなツールを作成し、全ての福祉事務所設置自治体に提供することを検討している。このような仕組みの構築により、各自治体が近隣自治体や人口規模が同規模の自治体と比較考量しながら、今後の人員配置や支援のあり方をどのように改善していくべきかを定量的に検討できる環境を整備することとしているので、ご了解願いたい。

b 都道府県への管内市町村データの提供

都道府県管内の『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』を都道府県が効果的・効率的に支援できるよう、管内市町村のデータを都道府県に提供することを検討している。各都道府県におかれては、当該データを活用し、法律上の市町村支援事業（2の（2）ウ参照）により、管内市町村の支援の提供体制の充実等を支援いただくようお願いする。

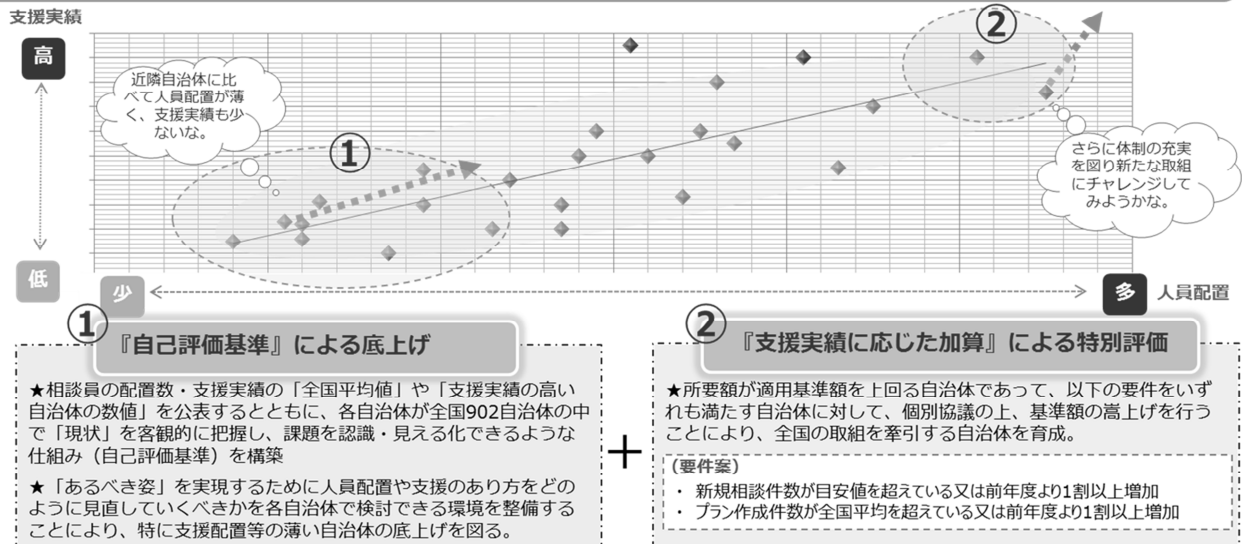
c 厚労省による助言等の支援

都道府県管内に『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』があるにもかかわらず改善が図られない都道府県に対しては、厚生労働省からヒアリングを行うなど個別の働きかけを実施することを検討しているので、ご了解願いたい。

(参考) 自立相談支援事業の適切な人員配置等の促進の概要

自立相談支援事業の人員配置の充実方策

○ 支援員配置や支援実績に関する自治体間のバラツキを是正する観点から、①自分の自治体の「現状(位置)」を客観的に把握することができる仕組み(「自己評価基準」)を設けることにより、支援員配置の手薄自治体の底上げを促すとともに、②支援実績の高い自治体を適切に評価することで、全国的な人員配置の充実・支援実績の向上を図る。



これらのインセンティブが有効に機能することにより、全国的な人員配置の充実・支援実績の向上が図られる。

ウ 任意事業の利用の促進

法に基づく任意事業については、法施行以降、着実に実施自治体数が増加してきている一方で、各自治体の取組や支援提供体制の状況には地域差が生じており、それが各事業の利用実績の差の要因の一つとなって現れているものと考えられる。

特に就労準備支援事業や家計相談支援事業については、事業を実施しているにもかかわらず、年間を通じて利用者が1人もいないなど事業実績が極めて低調な自治体が少なからず見受けられる。

このような状況を踏まえ、各種任意事業の利用促進など実施自治体の積極的な取組を促す観点から、それぞれの任意事業の性質や実態に応じて、

- ① 年間を通じて利用者がいない状況が複数年度に渡って連続するなど事業実績が低調な自治体については所要額の減算を行う措置を導入しつつ、
- ② 年間の利用者数が全国平均値を上回るなど事業実績が優良な自治体について

は予算の範囲内で所要額の加算を行う措置を導入することを検討しているので留意されたい。

当該措置の適用時期や適用要件など具体的な取扱いについては、追って、正式に通知することとするが、現に任意事業に取り組んでいる自治体におかれては、これまで、様々な機会を捉えて厚生労働省から情報提供してきた事業実施のポイントや取組事例等も参考に、人員体制や事業構成等について来年度に向けて効果的・効率的な実施方法をご検討いただきたい。

(5) 平成 30 年度における人材養成について

支援に携わる人材の養成は、本制度の推進に向けた要となるものであることから、国において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の支援員向けの養成研修も加えて実施しているところであるが、部会報告書において、自立相談支援事業従事者の人材養成研修については、平成 32 年度をメドに、都道府県が実施主体になることが明記されている。また、今回、提出を予定している改正法案において「都道府県による市町村支援事業」を都道府県の事業として位置付けることとしており、その実施内容の一つとして、管内自治体の自立相談支援事業従事者に対する研修（都道府県研修）を盛り込んでいる。

平成 30 年度においても引き続き、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした、担当者研修を実施する予定としていることから、各都道府県におかれては、担当者研修の積極的な受講をお願いするとともに、その研修内容や昨年お示ししている都道府県研修の講義・演習教材や講師用手引き等を参考に、都道府県担当者や国研修の修了者等が協力して企画・立案を行ったうえで、都道府県研修を実施していただきたい。

また、今回の法律改正事項でもある、自立相談支援事業との一体的実施の推進の必要性や、被保護者を対象とした家計相談支援の事業が平成 30 年度予算（案）に計上されていることを踏まえ、家計相談支援事業従事者養成研修の開催回数等の拡充を図る予定としている。

なお、平成 30 年度の国における研修の開催予定は以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 自立相談支援事業従事者養成研修：主任相談支援員 240 名程度
：相談支援員 480 人程度（年 2 回開催予定）

- 就労準備支援事業従事者養成研修 : 120 人程度
 - 家計相談支援事業従事者養成研修 : 240 人程度 (年 4 回開催予定)
 - 担当者研修 : 140 人程度 (年 2 回開催予定)
- : 就労支援員 240 人程度

2 生活福祉資金について

(1) 生活福祉資金を取り巻く状況について

ア 生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資の一部について、平成 29 年度から平成 35 年度までの 7 年間にわたって応分の国庫返還を求めることとした。

各年度の国庫への返還額や具体的な手続き等の詳細については、平成 29 年 8 月 14 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の拡充に伴う生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について」）により各都道府県にお知らせし、既に平成 29 年度の国庫への返還分について、複数の県から「国庫補助返還額の報告」をいただいているところであるが、現時点で当該報告書を未提出の都道府県におかれては、国庫への返還を年度末までに確実にを行う必要があるため、2 月末日までに提出いただくようお願いする。

平成 30 年度以降の国庫返還に係る具体的な取扱については、正式には毎年度事務連絡を送付するが、当該報告書を毎年度 1 月末日までに提出いただくこととするのでご承知置き願いたい。

イ 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、現在、事業を所管する年金局において具体的な廃止の時期等の検討が進められている。

本件に関しては、生活福祉資金貸付制度への影響が少なくないことから、具体的な方向性が定まり次第、速やかに情報提供を行っていくこととするのでご承知置き願いたい。

なお、高齢の生活困窮者への対応については、部会報告書においても、

- ・ 「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要であ

る。」、

- ・ 「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」、

といった内容が盛り込まれた。

部会報告書の指摘のとおり、年金担保貸付事業の廃止に当たっては、貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を生活福祉資金貸付制度で確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計相談支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援すること等を通じて、高齢者本人に家計を維持することができる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制度の周知に努めていただくとともに、家計相談支援事業の更なる推進について積極的な取組をお願いしたい。

ウ 会計検査院の意見表示と今後の対応について

生活福祉資金貸付制度については、平成 28 年 10 月に会計検査院から厚生労働省に対し、

- ① 「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること」、
- ② 「保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともにその旨を都道府県に対して周知すること」、

との意見が表示された。

このうち②の交付要綱に関する意見表示については、平成 29 年 8 月 22 日付けで国庫返還に係る所要の改正を行い、各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あ

てに通知した。

① の保有基準に関する意見表示については、前述の年金担保貸付事業の動向や生活福祉資金貸付制度と密接に関係する生活困窮者自立支援制度の施行3年後の見直しなど制度を取り巻く状況も勘案しつつ、現在、早期の作成を目指して、評価項目等の詳細について具体的な検討を進めている。

判断基準作成後は速やかに通知を発出するので、予めご承知置き願いたい。

(2) 平成30年度予算(案)について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費については、平成27年度より、事業実績(「貸付件数」と「償還件数」)に応じた補助基準を新設し、一定程度の経過措置を設けるとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施してきた「生活福祉資金体制整備事業」については、基金廃止に伴う激変緩和を目的とした経過措置として、貸付原資の取崩しにより事務費に使用することを可能とする取扱いを行っている。

平成30年度の取扱いについては、平成29年11月6日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡(「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成30年度の取り扱いについて」)でお示したとおり、会計検査院の意見表示、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題への対応など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く様々な状況にかんがみ、補助金の経過措置及び取崩し基準ともにこれまでの取扱を据え置くこととしている。

平成31年度以降の取扱いについては、それらの状況を勘案するとともに、今後、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力(成果)をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていくこととすることとしてご承知置き願いたい。

(3) 生活困窮者自立支援法との連携の促進について

平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活福祉資金制度がより効果的、効率的に機能することを期待して、生活福祉資金貸付の種類のうち、総合支援資金と緊急小口資金について所要の見直しを行うとともに、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とし、また、貸付けを行うに当たっては、家計相談支援事業の

利用を促進し、連携した支援を行うことが望ましいとした。

法施行後の両制度の連携状況については、一般社団法人北海道総合研究調査会が実施した「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」の結果によれば、自立相談支援機関・社会福祉協議会いずれからみても、連携しているケースのうち、約6～7割がインテーク・アセスメント段階から連携を開始しており、自立相談支援機関と社会福祉協議会の連携が促進されてきているものといえる。

また、約7割の社会福祉協議会から自立相談支援機関に対して、総合支援資金の償還状況について何らかの報告が行なわれており、貸付決定後も一定の連携が図られている。

生活福祉資金の借入希望者については、単に一時的な資金需要に対して貸付を行うだけでは解決できない複合的な課題を抱えているケースが多くあり、こうした生活困窮者の自立を促進するためには、資金の貸付を行うとともに、個々の借入希望者の状況に応じて、就労支援や家計相談等の支援を包括的に提供していくことが重要である。このため各自治体におかれては、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会と自立相談支援機関とのより一層の連携強化をお願いしたい。

また、部会報告書においては、「自立相談支援事業による支援が要件化された総合支援資金や緊急小口資金については、一層双方が連携した効果的な支援を行うということが期待されており、そのあり方については更なる検討が求められる」とされていることから、今後、両制度の連携のあり方について検討の上、所要の見直しを行うことを予定しているので、ご承知置き願いたい。

3 ホームレス等への自立に向けた支援について

(1) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しについて

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」という。）は、平成29年6月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、有効期限が平成39年8月6日まで10年間延長された。

現在、ホームレス特措法の規定に基づく「ホームレスの支援等に関する基本方針」を定め運営しているが、運営期間は平成30年7月31日までとなっている。

そのため、ホームレス特措法の延長を踏まえ、今後「ホームレスの支援等に関する基本方針」の見直しに向けた検討を行うこととしているので、その動向に留意いただきたい。

(2) 一時生活支援事業について

ホームレス対策は、ホームレス特措法等の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法の一部生活支援事業等により実施している。

従前からのホームレス対策や、生活困窮者自立支援法による効果等により、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向であるが、一時生活支援事業では、確認されたホームレス数が少ない地域では、旅館やアパート等の一室を借り上げる形式の「借上型シェルター」が大幅に伸び、都市部においては、法人へ事業を委託し「設置型シェルター」として、民間アパートを借り上げ相談員が常駐するといった取組も見られるところである。

一時生活支援事業は、様々な実施形態が考えられるため、既に事業を実施している自治体の例も参考に、各自治体の地域資源に応じて積極的に事業を実施いただくようお願いする。

更に、ホームレスを含め、住居に不安のある生活困窮者については、自立相談支援事業のアセスメントにより、住居の不安以外の課題についても十分に把握し、支援（一時生活支援事業の利用の他、既存の社会資源等の活用も含めた支援）を行うことが重要である。また、ホームレスが少ない自治体においても、住居に不安を抱える生活困窮者は一定程度存在することから、本事業の単独実施が困難な場合には、広域的な取組を行うなどの方法により、一時生活支援事業を実施頂くよう重ねてお願いする。

(3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施している。平成30調査（平成30年1月実施）については、既にご協力いただいているが、来年も実施する予定であり（平成31年1月を予定）、平成30年度予算（案）に当該調査に関する所要の予算を確保したので、引き続き、ご協力願いたい。

第2 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護を取り巻く現状について

（1）生活保護の動向（平成29年10月時点）

平成29年10月時点の生活保護受給者数は約213万人（保護率：1.68%、生活保護受給世帯数：約164万世帯）となっており、平成27年3月に現行制度下での過去最高を記録した後、減少傾向にあり、現在までに5万人程度減少している。

年代別にみると高齢者の受給者数の伸びが大きく、生活保護受給者の半数近く（平成27年度で約45%）は65歳以上の者となっている。世帯類型別でも、社会全体の高齢化の進展と単身高齢世帯の増加を背景として高齢者世帯の増加が続いている。一方、高齢者世帯を除く世帯は、良好な雇用情勢を背景として、平成25年2月のピーク時から約12万世帯減少している。

生活保護受給者数の対前年同月伸び率については、平成29年10月時点で▲0.9%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、平成27年9月以降マイナスとなっている。

（2）生活保護制度全般についての検討

平成25年の生活保護法の一部改正法の附則においては、施行後5年を目途として検討を行うことが規定されている。

これまで、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下「自立支援部会」という。）や、生活保護制度に関する国と地方の協議等において、制度の見直しに関する様々な課題について審議が重ねられ、平成29年12月に自立支援部会の報告書がとりまとめられたところである。

生活保護制度の見直しについては、今後、自立支援部会の報告書を基に、運用上で実施可能な事項については、地方自治体の意見も踏まえつつ、できる限り速やかな実施を図る（予算措置を伴う事項については、予算成立後に順次実施）とともに、法律上の措置が必要な事項については、生活困窮者自立支援法等とあわせて、生活保護法の改正法案を本年の通常国会に提出することを目指して検討を進めている。

2 平成 30 年度生活保護基準について

(1) 生活保護基準の検証結果について

生活保護基準については、定期的に検証を行うこととしており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとしている。

平成29年の検証では、主に生活扶助基準と有子世帯の扶助・加算を中心に検証を行い、平成29年12月に同部会の報告書が取りまとめられた。

① 生活扶助基準について

生活扶助基準の検証については、平成26年に実施された全国消費実態調査を基礎データとして用いて、現行の基準額と一般低所得世帯の消費水準との比較を行った。

その結果、モデル世帯として設定した夫婦子1人世帯の基準額は、一般低所得世帯（年収階級第1・十分位）の消費水準と均衡していることを確認した。一方、年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの基準額と消費実態に乖離が見られた。

② 有子世帯の扶助・加算について

有子世帯に対する扶助・加算については、給付の根拠が不明確との指摘があり、子どもの貧困対策の観点を踏まえて、生活保護制度で保障すべき子どもの健全育成に係る費用の範囲・水準について検証を行った。

ア 児童養育加算

児童養育加算については、当該加算が子どもの教養文化的経費や健全育成に資する経費等の特別の需要に対応して設定されていた経緯や、子どもの貧困対策を踏まえ、一般低所得世帯との均衡だけでなく、子どもがいる世帯全体の平均的費用に対応する観点から、子どもの健全育成にかかる費用に着目して検証を行った。

具体的には、生活保護世帯において学校外活動の費用が十分に捻出できるよう、一般低所得世帯と中位階層の学校外活動費用の水準を比較したところ、1万円の差が確認された。

イ 母子加算

母子加算については、ひとり親世帯のかかり増し費用に着目して、ひとり親世帯がふたり親世帯と同程度の生活水準で暮らすために必要な費用の検証を行った。

具体的には、ふたり親（子1人）世帯について、一定割合の社会的費用（変動的経費）が確保されていると認められる生活水準（固定的経費の支出割合が急激に上昇する世帯の動向を分析し、急激に上昇する前の世帯の固定的経費の割合が52.6%であることを確認）で暮らす場合における生活扶助相当支出額を算出した上で、ひとり親（子1人）世帯が同程度の固定的経費の割合で暮らす場合における生活扶助相当支出額を推計して、その差額を求めることにより、ひとり親世帯のかかり増し費用を推計した。

ウ 教育扶助・高等学校等就学費

教育扶助及び高等学校等就学費については、義務教育や高等学校等の就学に必要な費用が十分に賄われているかという観点から、それぞれ平均的な学校教育にかかる費用を検証した。

(2) 生活保護基準の見直しについて

生活保護基準の見直しについては、(1)の生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

① 生活扶助基準について

生活扶助基準の見直しについては、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図り、生活扶助基準の見直し（増減額）を行うこととしているが、生活保護基準部会において、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなるように、個々の世帯での生活扶助費、母子加算及び児童養育加算の合計の減額幅を現行基準から▲5%以内にとどめる緩和措置を講ずることとしている。

また、被保護者世帯への周知や地方自治体におけるシステム改修に要する期間を考慮して、平成30年度については10月から実施することとした上で、3年間をかけて段階的に実施する激変緩和措置を講ずることとしている。

② 有子世帯の扶助・加算について

ア 児童養育加算

児童養育加算の見直しについては、現行の児童手当と同額とする基準を改め、子ども1人に対して一律月額1万円を支給するとともに、支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大することとする。

イ 母子加算

母子加算の見直しについては、ひとり親世帯がふたり親世帯と同程度の生活水準で暮らすために必要な費用として推計した生活扶助相当支出額（平均約13万円）と、実データから算出したひとり親（子1人）世帯の生活扶助相当支出額（平均約11.3万円）との差額を考慮して、平均月額約1.7万円を加算額とする改定を行うこととする。

ウ 教育扶助・高等学校等就学費

教育扶助及び高等学校等就学費の見直しについては、学習支援費については、毎月の金銭給付を改め、年額上限を設けた上でクラブ活動費の実費支給を行う方法に転換するとともに、入学準備金の増額や高校受験料の支給回数の拡大（原則2回）等の見直しを行うこととする。

エ 施行時期

アからウの施行時期については、今回の生活扶助基準の施行時期と併せて平成30年10月から実施することとしている。アのうち加算額が減額となる対象者及びイについては、3年間をかけて段階的に実施する激変緩和措置を講ずることとしている。

(3) その他の扶助基準について

住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助（技能修得費）等については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

これらの施行時期については、生活扶助基準の改定と同様に平成30年10月から実施することとしている。ただし、他制度と連動して改定を行う加算等については、平成30年4月から実施することとしているので、ご了承ください。

(4) 生活保護基準の見直しに伴うシステム改修について

今回の生活保護基準の見直しに伴うシステム改修については、追って詳細をご連絡するが、システム改修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（国庫補助1／2）により所要の経費を補助することとしているので、各自治体におかれましては、必要な予算の確保に向けた準備をお願いする。

3 子どもの大学等進学支援等について

「生活保護世帯に属する子供の大学等進学率」についてはこどもの貧困対策の指標として設定されているが、平成28年4月時点で33.1%であり、全世帯の平均と比較して低い状況である。

これまでは、子どものアルバイト収入や恵与金・貸付金を学習塾費や大学等入学料等に充てる場合に収入認定除外とするなどの支援を行ってきたが、自立支援部会の報告書では「生活保護制度特有の事情が障壁になることがないように、制度を見直すべき」とされている。

これを踏まえ、平成30年度から、①大学等に進学した場合に新生活立ち上げ費用として一時金を支給する「進学準備給付金（仮称）」制度の創設及び②大学等就学中の住宅扶助費を減額しない措置（転居せずに引き続き出身世帯から通学する場合）を検討している。（①については生活保護法の改正案に盛り込む方向で検討中）

については、制度を開始できることとなった場合に、円滑に事務手続を行うことができるよう、各実施機関において対象者の把握や財政当局との調整等の事前準備を行うとともに、平成31年3月以降に高校等を卒業する者に対しても、進路希望を早めに把握した上で、希望する進路に進めるよう適切な支援を行っていただきたい。

さらに、平成30年度予算案において、高校卒業予定の者等に対する大学等への進学に向けた費用についての相談への対応や助言、各種貸付制度の案内等を行う家計相談支援事業の実施に係る予算を計上しているため、ご承知おき願いたい。

【参考】現在検討中の制度概要

（1） 進学準備給付金（仮称）

① 対象者

生活保護受給世帯の子どものうち、当該年度の前年度の3月に高等学校等を卒業し、原則当該年度の4月に大学等に進学するため生活保護受給世帯から脱却することとなるもの（出身元的生活保護受給世帯と同居し「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（以下「局長通知」という。））第1の5により世帯分離の対象となる者を含む。）とする方向で検討中。

② 対象となる教育機関の種類

局長通知第1の5の世帯分離措置の対象として取り扱われている教育機関とする方向で検討中。

③ 支給額

次のとおりとする方向で検討中

ア 局長通知第1の5により世帯分離されることとなる者 10万円

イ ア以外の者（大学等への進学に当たって出身元から転居し下宿等から通学することとなる者） 30万円

④ 制度の開始時期

進学準備給付金（仮称）の支給については、本年の通常国会への提出を目指している生活保護法の改正法案に盛り込む方向で検討しており、平成30年3月に高等学校等を卒業し、翌4月から大学等へ進学する者に対しても支給する方向で検討中

⑤ その他

進学準備給付金（仮称）は、就労自立給付金と同様に、（目）生活扶助費等負担金の対象とし、平成30年3月卒業の者に対する予算は平成30年度予算案に計上している。

(2) 大学等就学中の住宅扶助費を減額しない措置

① 対象となる世帯

局長通知第1の5により世帯分離されている者が属する世帯とする方向で検討中

※ (1) ①と異なり、平成30年4月に大学等へ進学する者だけではなく、平成30年4月時点において前年度から引き続き局長通知第1の5により

世帯分離されている者が属する世帯を含む方向で検討中

② 制度の開始時期

平成 30 年 4 月（関係通知を改正予定）

※ 平成 30 年 4 月から運用を開始する方向で検討中

4 就労支援の充実について

(1) 生活保護受給者の就労支援の促進について

稼働能力を有する被保護者の就労支援については、「経済・財政再生計画改革工程表」において、

- ① 就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2018 年度までに 45%とする

ことを KPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）として定めているほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」が盛り込まれているところである。

これらの KPI の目標の達成に向けて、対象者や社会資源が少ない地方自治体における被保護者就労準備支援事業の実施を促すため、平成 30 年度予算案に、都道府県を中心とする広域実施を推進する事業の実施に係る予算を計上している。各自治体におかれては、就労支援員の適切な配置による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業の実施など、積極的な取組をお願いしたい。また、自治体に設置するハローワークの常設窓口を増設する等により、支援体制を充実することとしている。

特に事業参加率については、平成 28 年度実績（速報値）では、KPI を大きく下回っている。各自治体におかれては、「平成 28 年度就労支援促進計画の実績評価」において、就労支援事業等に参加していない者の状況を把握いただいたところであり、

そのうち、就労中であっても稼働能力を十分に活用していない者や、ハローワーク等で求職活動中であるものの十分に求職活動していない者、積極的に求職活動しているもののその効果が十分でない者に対しては、事業の趣旨等を説明した上で就労支援を実施することを原則とするなど、事業への確実な参加に向けた取組を推進していただきたい。

なお、被保護者の状態は多様であることから、就労支援に当たっては、被保護者自らの希望を尊重し支援を行っていくことが必要である。このため、支援に当たっては、あらかじめ自立に向けた取組について、本人に説明し、同意を得て支援を実施していただきたい。

【参考】生活保護受給者の就労支援等の現状

- 就労支援事業等の参加率
2016年度 就労支援促進計画の実績値平均 36.4%（速報値）
- 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合
2016年度 就労支援促進計画の実績値平均 42.5%（速報値）
- 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）
2015年度 35.5%

(2) 就労自立給付金の見直しについて

就労自立給付金については、平成27年度では11,868件の活用実績があり、受給者へのアンケートでは約6割が給付金制度により就労意欲が変化したと回答する等、一定の効果をあげているとみられる。他方で、就職後すぐに保護廃止となったため仮想的積立期間がなかったことなどの理由により、給付金の支給を受けなかった世帯が、就労自立による保護廃止世帯のうち約6割に上るほか、仕組みが複雑であることから、生活保護受給者に対する制度の周知が不十分であるなどの指摘があり、自立支援部会の報告書では「就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブを発揮できるような内容に見直すべきである。」とされている。

そのため、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、以下のとおり、就

職後すぐに保護脱却となり就労収入の仮想的積立期間がない者も新たに給付対象にした上で、積立率の統一を検討している。生活保護基準改正と同時期に施行する予定であるため、就労による自立が見込まれる者に対して積極的に周知願いたい。

【参考】現在検討中の見直し内容

- ・積立額の有無によらず、最低給付額を設定（単身世帯：2万円、複数世帯：3万円）
- ・積立率を一律10%とする

5 医療扶助の適正化・健康管理支援等について

(1) 後発医薬品の更なる使用促進について

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標（KPI）として、2018年度までに80%とすることを掲げている。

各地方自治体における各般の取組により、使用割合は、平成29年6月審査分で71.9%（医科入院、医科入院外、歯科、調剤の総数である医療扶助全体における割合）となり、平成28年6月審査分（69.8%）に比べ、2.6ポイント上昇したものの、2017年央までの目標である75%には届かなかったところである。

医療扶助における後発医薬品の使用については、平成25年の生活保護法改正において医師等が使用を可能とした場合は後発医薬品の使用を促すことを規定して以降、使用割合は増加してきている一方で、都道府県ごとの使用割合に差があり、一部では使用割合の伸びが鈍化してきているとの指摘がある。実際、平成26年から平成28年までの間に、年平均5ポイント以上の上昇が見られていたが、平成29年6月審査分では2.6ポイントの上昇であった。また医師が一般名処方をしたにもかかわらず、薬局において後発医薬品が調剤されなかった理由として、「患者の意向」の割合が6割以上という調査結果もあり、制度に対する国民の信頼を確保するため、更なる取組が求められている。

このため、医師又は歯科医師が医学的見地から後発医薬品の使用を可能と認めてい

る場合であって、薬局等に在庫がなく、すぐに必要な薬品の取り寄せができない等の問題がない場合など、必要な条件を満たした場合に、後発医薬品の使用を原則とすることを検討しているため、ご承知おき願いたい（生活保護法の改正案に盛り込む方向で検討）。

（2）頻回受診の適正化について

医療扶助における月間の患者1人あたりの医療機関受診日数（入院外）の年次推移を見ると、近年減少傾向にある。一方、受診状況を把握する対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認めた者に対して、適正受診指導が行われているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は45%程度となっている。対象者によっては効果が一時的であり、一定期間を経過した後に受診回数が増加してしまう場合もある、との指摘があり、更なる対策が求められている。

頻回受診への更なる対策としては、個々の生活保護受給者の生活面や健康面の実情に応じた対策を行うという視点が重要であることから、平成30年度予算案において、かかりつけの医師との連携の下、福祉事務所に置かれた「付き添い指導員（仮称）」が医療機関へ同行するなどして、丁寧な指導や必要な受診の積極的勧奨を行う地方自治体を支援するための予算を計上するとともに、頻回受診の指導に当たり、かかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う医師の委嘱を行う事業の予算も計上しているため、ご承知おき願いたい。

また、頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策のあり方について検討することが改革工程表に盛り込まれたところである。

（3）薬局の一元化について

被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一か所にし、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行うことは、重複調剤の適正化等に繋がり、ひいては被保護者の健康管理に資するとともに、医療扶助の適正化効果も見込まれる。平成29年度の財務省の予算執行調査においては、同様の取組を実施した自治体に対して取組効果を調査したところ、向精神薬の

重複投薬患者数や1人あたり調剤費等について、一定の効果が見られたところである。

このため、平成29年度において、モデル事業を実施し、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一か所にした場合の効果を測定しており、平成30年度は、その結果を踏まえて、指定医療機関・薬局の所在、交通機関等の地域ごとの事情にも配慮しつつ、本事業を推進したいと考えているのでご承知おき願いたい。

(4) 生活保護受給者の健康管理支援について

生活保護受給者の約8割以上が何らかの疾病により医療機関を受診しており、糖尿病、高血圧症、又は脂質異常症のいずれかに罹患する者が、受診者の約4分の1を占めるなど、医療を必要とする受給者が多い。また、健康増進法による健診受診率は約10%となっており、適切な食事習慣や運動習慣を確立している世帯の割合も一般世帯より低い。このように、生活保護受給者は健康上の課題を抱える者が多いにもかかわらず、健康に向けた諸活動が低調な状況にある。

また、現役世代については、医療機関の受診率が医療保険よりも高い傾向にある一方、子どもについては医療保険よりも低い場合もあり、適切な受診の促進が求められる。さらに、経済的な暮らし向きにゆとりがない家庭の子どもは、適切な食習慣や運動習慣、生活習慣が確立されておらず、肥満や虫歯など健康への影響があることが指摘されている。

このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がかかりつけの医師と連携のもと、生活習慣病の発症予防・重症化予防を更に推進するため、平成28年7月より「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」を開催し、生活習慣病の重症化予防のみならず、予防的観点も含めた生活保護受給者の健康管理支援のあり方を検討し、平成29年5月にとりまとめを行った。これを踏まえて、自立支援部会においても議論を行い、福祉事務所がこのような健康管理支援事業を行うこと、国は、事業のマニュアルを策定するほか、全国及び各地域における生活習慣病の罹患状況等の分析・情報提供等により福祉事務所の取組を支援すべきことが同部会の報告書に盛り込まれた。

現在、生活保護法の改正案に健康管理支援事業の創設を盛り込むべく検討を進めるとともに、事業の枠組みや具体的な実施方法などについて、「生活保護受給者の健康

管理支援等に関する検討会」の下にワーキンググループを設置して議論を行っており、今後各自治体向けのマニュアルを作成する予定である。

また、子どもの生活習慣改善を目指したモデル的な取組として、平成30年度予算案に、「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」を計上しているので、ご承知おき願いたい。

6 無料低額宿泊所等について

これまでも指摘されてきたように、無料低額宿泊所の中には、狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に生活保護受給者を住まわせ、居室やサービスに見合わない利用料等を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設が存在している。現行の無料低額宿泊所に対する規制は、指針により一人当たりの面積や構造設備等の基準が示されているが、法令に基づくものではなく、これを担保するための行政庁の処分権限が実効的でないなどの課題がある。

他方、指針に基づく基準を遵守し、地域における単身での生活が困難な生活困窮者等に対して、一定の日常生活における支援を行いながら地域生活を可能としている良質なサービスを提供する施設も存在している。しかし、この生活支援サービスを制度上評価する仕組みがない。

このように、無料低額宿泊所等には、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設と良質なサービスを提供する施設が存在し、外見上区別できずに玉石混淆となってしまう。そのため、これらの課題を踏まえて議論を重ね、今般、自立支援部会において、いわゆる貧困ビジネスへの対策について、今後の具体的な方向性が示された。

同部会の報告書においては、基本的な考え方として、いわゆる貧困ビジネスへの対策を講じるにあたっては、悪質な事業に対する規制と良質な事業に対する支援の両方の視点から検討することが重要とされている。

今後は、報告書の意見を踏まえ、悪質な事業に対する規制の面では、利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法の改正により、

① 第二種社会福祉事業のうち、無料低額宿泊事業等の住居を提供する事業については事前届出制を導入（社会福祉法以外による規制がある事業に関しては引き続き各法に

基づき規制)

② 住居を提供する事業に係る最低基準の創設（省令で定める基準を参照して条例で最低基準を規定）

③ 最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設
など、法令に基づく規制の強化等について検討していく。

また、良質なサービスの提供に対する支援の面では、生活保護法の改正により、福祉事務所が、単独での居住が困難な生活保護受給者への生活支援の実施を、サービスの質が担保された無料低額宿泊所等に委託可能とすることについて今後検討を行っていくこととしている。

7 地方自治体の事務負担の軽減等について

(1) 介護保険の適用を受ける有料老人ホーム等の居住地特例について

自立支援部会報告書においては、有料老人ホームや軽費老人ホームのうち介護保険の住所地特例の対象となっているものについては、生活保護制度においても居住地特例の対象とすることが適当とされており、生活保護受給者と福祉事務所との関わりが薄くならないよう留意しつつ、居住地特例の対象とすることを検討する。あわせて、単身で生活することが困難と認められる生活保護受給者の生活支援を可能とする支援付きの共同居住の仕組みを検討する際に、居住地特例の対象とするよう検討する。

(2) 資力がある場合の返還金に係る保護費の調整等について

資力等がある者に保護を行った場合の返還金については、生活保護受給者が金融機関への口座振込等を行う手間がかかったり、振り込み忘れ等による返還金の回収の漏れが生じたりするなど、生活保護受給者と福祉事務所の双方に負担が生じていることが指摘されている。このため、自立支援部会報告書においては、不正受給以外の返還金についても、本人の同意を前提とし、また、生活保護受給者の生活に支障が生じないよう配慮した上で、保護費との調整を行うこと等を可能とすることが適当とされており、国税徴収の例により徴収することや保護費との調整を可能とする規定を法律上設けることについて検討する。

8 その他制度の適正な運用について

(1) 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成25年の生活保護法の一部改正法により申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認し、意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要がある。このため、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでないと申請を受け付けない、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行う、といったことがないよう徹底されたい。

さらに、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き

福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

なお、過去に福祉事務所が使用する扶養照会書等に、扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明したことを踏まえ、管内福祉事務所が使用している各種様式等について、不適切な表現がないか、という観点で点検いただくよう改めてお願いする。また、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページについても、内容に不適切な表現がないか、という観点で点検いただくよう引き続きお願いする。

(2) 扶養調査について

扶養義務者からの扶養は、保護に優先することとされており、保護を受給するための要件とはされていないが、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといった場合には、扶養義務者の経済状況等を踏まえ、可能と判断される範囲で、扶養義務の履行がなされるよう取り組むことが必要となる。

このため、前回法改正において、保護開始の決定の際にその事実を扶養義務者へ通知する規定や、扶養照会を行った後、福祉事務所が保護の決定・実施等のために更に調査する必要があると認めるときに、その必要な限度で、扶養義務者に対して、扶養の可否について改めて報告を求めることができる規定を法律に明記した。

新たに創設したこれらの手続を含め福祉事務所における扶養調査の実施状況等についての調査を昨年8月に実施し、指定都市、中核市分について先行して集計したところ、

- ① 保護申請時の扶養照会により、金銭的な扶養が行われることとなった世帯の割合は保護開始世帯のうち2.3%、
 - ② 保護申請時の扶養照会では金銭的な扶養はできないと回答した者に対して、前回法改正で創設した法第28条第2項に基づき、改めて扶養できない理由の報告を求めた結果、金銭的な扶養を行う扶養義務者が21%増加した
- という結果が得られた。

このように前回法改正による扶養調査事務の見直しについては、一定の効果が上がっていると考えられるが、全国的に見るとその取組状況に地域差があることから、保護の実施要領や「生活保護における扶養義務調査等実施の手引き（平成27年3月

31 日付保護課長事務連絡) 」等において示している手続に沿った適切な扶養調査の実施について改めてお願いする。

(3) 都道府県等による生活保護業務支援事業

近年の生活保護受給世帯の増加及び様々な課題を抱える世帯に対する適切な支援の実施に対応するため、地方交付税の措置等により生活保護担当ケースワーカーの体制整備に努めてきたところであり、一定程度の増配置が図られてきたところであるが、一方でケースワーカー1人あたりの担当ケース数は社会福祉法第16条に定める標準数を上回っており、業務負担は大きい状況となっている。また、職員の増配置や、生活保護行政以外の分野を含めた幅広い業務範囲で行われる自治体内の人事異動等により、生活保護行政の経験がないケースワーカーや査察指導員が配属される場合もあり、一部の実施機関においては、生活保護関係職員による不適切な事案が発生するなど、福祉事務所における保護の実施水準及び職員の質の確保は喫緊の課題となっているところである。

こうした中、国と地方による生活保護制度の見直し等に関する検討においては、ケースワーカー等の質の向上を図るため、都道府県等が広域的な立場から管内福祉事務所のケースワーカー等に対する研修を実施することや、指導監査とは別に巡回指導等による支援の必要性について議論が行われたところである。

また、都道府県が保護の実施等に関して、管内の福祉事務所に対しての助言等の援助を行う責務規定を盛り込むことを検討している。

こうした課題や制度見直しの議論を踏まえ、平成30年度予算(案)において「都道府県等による生活保護業務支援事業」を創設し、約5億円を計上したところであり、都道府県等においては、本事業をご活用いただき、管内福祉事務所の生活保護関係職員に対する業務支援等を行うことにより、福祉事務所の保護の実施水準及び職員の質の向上に努められたい。

なお、事業実施に向けた詳細な要件等については追ってお示しする予定である。

都道府県等による生活保護業務支援事業

要求要旨

平成30年度予算案 5.0億円

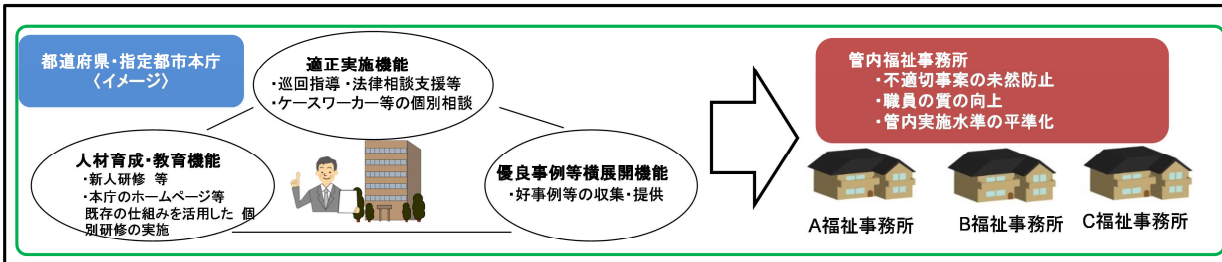
- 都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取り組みを実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

現状と課題

- 国民が直面する生活課題は、様々な分野の課題が絡み合っており、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする者に対して、これまで以上に支援の充実が求められている。
- 一方、生活保護を担当するケースワーカーの数は、着実に増配置(5年間で約2,000人の増)が図られ、量的な面では充実が図られてきたが、依然として1人当たりの担当ケース数は社会福祉法第16条に定める標準数を上回っており、ケースワーカーの業務負担は大きい状況である。
- また、職員の増配置や広い業務範囲での人事異動等により、経験の浅いケースワーカーが増加する傾向となっており、保護受給者への適切な支援・助言を行うことが困難な状況となっている。
- 一部の実施機関においては、生活保護関係職員による不適切な事案が発生しており、福祉事務所における保護の実施水準及び職員の質の確保は喫緊の課題となっている。

事業概要

- 1 実施主体 都道府県、指定都市
- 2 事業内容
都道府県等が実施する、以下の機能を強化するための事業に対して補助を行う。
①適正実施機能
②人材育成・教育機能
③優良事例等横展開機能
- 3 補助率 3/4
(事業の全部又は一部を委託可)



※ 都道府県が保護の実施等に関して、市町村に対し、助言等の援助を行う規定を生活保護法に盛り込む予定

9 生活保護法施行事務監査等について

(1) 生活保護法施行事務監査の適切な実施について

本年度の監査結果を見ると、一部の都道府県・指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、本年度、国が監査を実施した実施機関において明らかになった課題について、前年度の本庁の監査等において適切な指導が行われていないため、不適切な状況が継続している状況や、生活保護関係職員による不祥事案が発生しているにも関わらず、是正改善に向けた有効な指導が行われていないことから、再発防止策が不十分となっている状況が認められている。

また、本庁の監査について、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘するに止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況等、その課題や問題点が生じている要因にかかる検証を十分に行わず、具体的な改善方策を示すなどの実効性ある指導が不十分な状況も認められている。

監査の実施に当たっては、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、個々の実施機関の課題の解消に向けた効果的な指導を継続して行うことが重要であるので、適切な監査の実施に向けた体制の維持及び充実強化への特段の配慮をお願いする。

(2) 平成 30 年度における監査の実施について

ア 監査方針等について

本年度の国の監査において、的確な訪問調査活動の実施や適切な援助方針の策定をはじめとして、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に多くの課題が認められている。また、各実施機関における査察指導機能や組織的運営管理が不十分であることが、当該課題の要因となっている状況も認められている。

さらに、本年度においても、職員による生活保護費の領得や事務懈怠等の不祥事案が発生しているが、国の監査において、窓口払いの縮減が十分に図られていない実施機関や、組織的な手順や仕組み、職階毎の役割等が明確でないことから担当者任せになっているなど、組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていない不適切な実施機関など、経理事務の事務処理に課題があるにも関わらず、当該課題に対する指摘が不十分な点が認められているところである。

これら監査結果の評価・集計分析等を踏まえ、平成 30 年度の国の監査における

重点事項等を策定することとしているので、了知願いたい。

イ 監査の実施方法について

平成 30 年度においても、全ての都道府県及び指定都市に対して監査を実施することとしているが、監査における実施機関の選定については、管内において課題の多い実施機関や基幹的位置付けにある実施機関等を中心に実施することを想定しており、対象実施機関の選定に当たっては、追って、本庁と調整の上決定することとしているので、了知願いたい。

ウ 生活保護指導職員会議の開催について

平成 30 年度における国の監査方針や、過去の監査における課題や問題点及び改善方策等について、認識を一にすることを目的として、下記により会議を開催する予定であるので、監査担当職員等の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、本会議日程の前後において、平成 29 年度の国の監査結果等を踏まえ、一部の本庁に対し、上記イに係る対象実施機関の選定、平成 29 年度監査の是正改善状況の確認及び平成 30 年度監査方針等について、打合せを実施する予定であるので、併せて配慮をお願いする。

○ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

開催時期：平成 30 年 4 月下旬頃 場所：東京都内

(3) 不正受給の未然防止等の取組について

各実施機関における課税調査による稼働収入の把握や年金調査による年金収入の把握など保護の決定実施に係る業務の適正な取組がさらに徹底された結果、平成 28 年度の不正受給件数・金額は、44,466 件・約 168 億円となり、1 件当たりの金額は 37 万 7 千円に減少した。（別紙参照）

不正受給対策については、上記の取組に加え、平成 25 年の法改正（平成 26 年 7 月 1 日施行）において、福祉事務所の調査権限の拡大や、徴収金の徴収にかかる保護費との調整などの強化を行ったことにより、着実な取組が図られてきているところであるが、引き続き、不正受給の未然防止及び適切な徴収金の徴収等について、更なる指導の徹底をお願いする。

(4) 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し（平成 27 年度～31 年度／32 人の削減）を行う予定である。

平成 30 年度においては、全国で 6 人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いする。

(5) 査察指導機能の充実強化を目的とした研修会等の開催について

監査の結果、査察指導機能の充実強化について課題のある実施機関が多く認められており、また、実施機関において査察指導を担う職員の中には生活保護業務の経験がない職員もいることから、研修等の充実に努めることが必要である。

平成 30 年度においても、査察指導機能の充実強化に資することを目的として、各実施機関の査察指導員等を対象として、研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、本庁においても、国の実施する研修資料等を活用するなど、研修等の充実に努められたい。

ア 新任基礎研修会 [査察指導員等]

対 象 者：現業事務経験のない査察指導員等

開催時期：平成 30 年 5 月中旬頃

場 所：東京都内

イ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の経験を有する査察指導員等

開催時期：平成 30 年 8 月下旬～9 月初旬頃

場 所：東京都内

(別紙)

不正受給の状況

1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
24	41,909	19,053,722	455	109	9,824
25	43,230	18,690,333	432	151	11,080
26	43,021	17,479,030	406	152	10,512
27	43,938	16,994,082	387	212	10,587
28	44,466	16,766,619	377	220	10,509

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

2. 不正内容の年度別推移

内 訳	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	20,002	46.5%	20,245	46.1%	20,800	46.8%
稼働収入の過小申告	5,239	12.2%	5,637	12.8%	5,632	12.7%
各種年金等の無申告	8,683	20.2%	8,343	19.0%	7,632	17.2%
保険金等の無申告	1,534	3.6%	1,466	3.3%	1,275	2.9%
預貯金等の無申告	659	1.5%	572	1.3%	456	1.0%
交通事故に係る収入の無申告	652	1.5%	641	1.5%	619	1.4%
その他	6,252	14.5%	7,034	16.0%	8,052	18.1%
計	43,021	100.0%	43,938	100.0%	44,466	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

3. 不正受給発見の契機の状況(平成28年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(90.4%)	(4.3%)	(5.4%)	(100.0%)
40,177	1,894	2,395	44,466

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。